

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市教委規則第 5 号

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則

四日市市英語指導員任用規則（令和 2 年四日市市教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
（職の設置及び職務） 第 2 条 （略） 2 （略） （1）から（9）まで （略） （10） その他<u>教育推進課</u>又は校長が必要と認める職務 3 英語指導員は、<u>教育推進課長</u>の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で校長の指示を受け、職務を行う。 （報酬及びその計算） 第 5 条 英語指導員の報酬は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>任用期間</th><th>月額報酬</th></tr><tr><td>1年未満</td><td><u>350,000円</u></td></tr><tr><td>1年以上2年未満</td><td><u>360,000円</u></td></tr><tr><td>2年以上3年未満</td><td><u>370,000円</u></td></tr><tr><td>3年以上5年</td><td><u>375,000円</u></td></tr></table> 2 から 5 まで （略）	任用期間	月額報酬	1年未満	<u>350,000円</u>	1年以上2年未満	<u>360,000円</u>	2年以上3年未満	<u>370,000円</u>	3年以上5年	<u>375,000円</u>	（職の設置及び職務） 第 2 条 （略） 2 （略） （1）から（9）まで （略） （10） その他<u>指導課</u>又は校長が必要と認める職務 3 英語指導員は、<u>指導課長</u>の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で校長の指示を受け、職務を行う。 （報酬及びその計算） 第 5 条 英語指導員の報酬は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>任用期間</th><th>月額報酬</th></tr><tr><td>1年未満</td><td><u>300,000円</u></td></tr><tr><td>1年以上2年未満</td><td><u>310,000円</u></td></tr><tr><td>2年以上3年未満</td><td><u>335,000円</u></td></tr><tr><td>3年以上5年</td><td><u>340,000円</u></td></tr></table> 2 から 5 まで （略）	任用期間	月額報酬	1年未満	<u>300,000円</u>	1年以上2年未満	<u>310,000円</u>	2年以上3年未満	<u>335,000円</u>	3年以上5年	<u>340,000円</u>
任用期間	月額報酬																				
1年未満	<u>350,000円</u>																				
1年以上2年未満	<u>360,000円</u>																				
2年以上3年未満	<u>370,000円</u>																				
3年以上5年	<u>375,000円</u>																				
任用期間	月額報酬																				
1年未満	<u>300,000円</u>																				
1年以上2年未満	<u>310,000円</u>																				
2年以上3年未満	<u>335,000円</u>																				
3年以上5年	<u>340,000円</u>																				

(費用弁償等)

第7条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に教育推進課長がやむを得ないと認めたときは、費用を弁償することができる。

(勤務時間)

第10条 (略)

2 英語指導員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時15分までとし、土曜日及び日曜日は週休日とする。ただし、勤務時間の途中に休憩時間45分(午後0時15分から午後1時までを原則として、教育推進課長が指定することができる。)を設けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育推進課長は、英語指導員に対し、週休日に勤務することを指示することができる。この場合において、その週を含めて4週間以内に週休日の振替を行うこととし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 (略)

5 第2項の規定にかかわらず、教育推進課長は、英語指導員に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示する

(費用弁償等)

第7条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に指導課長がやむを得ないと認めたときは、費用を弁償することができる。

(勤務時間)

第10条 (略)

2 英語指導員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時15分までとし、土曜日及び日曜日は週休日とする。ただし、勤務時間の途中に休憩時間45分(午後0時15分から午後1時までを原則として、指導課長が指定することができる。)を設けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指導課長は、英語指導員に対し、週休日に勤務することを指示することができる。この場合において、その週を含めて4週間以内に週休日の振替を行うこととし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 (略)

5 第2項の規定にかかわらず、指導課長は、英語指導員に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示すること

ことができる。

(休日)

第 1 1 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、教育推進課長は、あらかじめ代休の付与をした上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

(年次休暇)

第 1 2 条 (略)

2 (略)

3 教育推進課長は、英語指導員から請求された時季に年次休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第 1 4 条 (略)

(1)から(19)まで (略)

(20) その他教育推進課長が特に必要と認めた場合

アからウまで (略)

(休暇及び休職の手続)

第 3 3 条 休暇を取得する場合においては、予定日数(第 1 4 条第 1 項第 2 0 号の場合は、予定日数及び取得理由)をあらかじめ教育推進課長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ること

ができる。

(休日)

第 1 1 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、指導課長は、あらかじめ代休の付与をした上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

(年次休暇)

第 1 2 条 (略)

2 (略)

3 指導課長は、英語指導員から請求された時季に年次休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第 1 4 条 (略)

(1)から(19)まで (略)

(20) その他指導課長が特に必要と認めた場合

アからウまで (略)

(休暇及び休職の手続)

第 3 3 条 休暇を取得する場合においては、予定日数(第 1 4 条第 1 項第 2 0 号の場合は、予定日数及び取得理由)をあらかじめ指導課長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることがで

ができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。 2 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を<u>教育推進課長</u>に提出しなければならない。この場合において、<u>教育推進課長</u>は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、<u>教育推進課長</u>は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。 3 第29条第2項第2号による休職及び第32条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該英語指導員は速やかにその事実を<u>教育推進課長</u>に届けなければならない。	きない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。 2 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を<u>指導課長</u>に提出しなければならない。この場合において、<u>指導課長</u>は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、<u>指導課長</u>は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。 3 第29条第2項第2号による休職及び第32条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該英語指導員は速やかにその事実を<u>指導課長</u>に届けなければならない。
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会指導課)